

新型コロナウイルスに関するお知らせ



ワクチン接種の効果と副反応をご理解のうえ、接種を検討してください

過去に予防接種で体調が悪くなった方やアレルギー・基礎疾患をお持ちの方、接種に不安のある方は、事前にかかりつけ医にご相談のうえ、医療機関での接種をご検討ください。

※相談・接種時には、おくすり手帳も持参してください。

ワクチンの発症予防効果は約95%

国内で承認されているファイザー社のワクチンでは、ワクチンを受けた人が受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないことが分かっています。

出典:厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンQ&A」

ワクチン接種は強制ではありません

接種のすすめはしていますが、受ける方の同意なく行われることはありません。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない方に差別的な扱いをしないようお願いします。

さいたま市コロナワクチンコールセンター

ワクチン接種に関する相談や予約を受け付けています。

TEL 0570・028・027

【土・日曜日、祝・休日を含む、9時～17時】

FAX 0570・020・810

さいたま市 ワクチン 検索



接種後は副反応が現れる場合があります

筋肉内注射のため、痛みや腫れなどの軽い副反応は頻繁に現れますが、通常、数日以内に治ります。必要に応じて解熱鎮痛剤を服用するなどして、しばらく様子みてください。なお、日常生活に支障をきたす重い症状の割合は、ごくわずかです。

出典:県「新型コロナワクチンの接種を受けた方へ」

●接種後、数日以内に現れる可能性がある症状

発現割合	症状
50%以上	接種部位の痛み、疲労、頭痛
10～50%	筋肉痛、悪寒、関節痛、下痢、発熱、接種部位の腫れ
1～10%	吐き気、嘔吐 ^{おう}

出典:厚生労働省「新型コロナワクチン接種のお知らせ(65歳以上の方へ)」

※接種後に体に異常があるときは、ワクチンを受けた医療機関やかかりつけ医にご相談ください。時間外などは、県専門相談窓口へ。

●副反応などの専門的な相談はこちら

埼玉県新型コロナワクチン専門相談窓口

TEL 0570・033・226【24時間】、**FAX 048・830・4808**

新型コロナウイルスに関連した詐欺にご注意ください

ワクチン等に関する不審な電話などがあった際は、個人情報伝えず、最寄りの警察署又は警察相談専用電話(TEL#9110)へ。



発熱などの症状がある場合は 受診の前に医療機関に電話で相談を！

他の患者や医療従事者などへの感染防止のため、医療機関に直接行かないでください。

また、診療の時間帯などを分けている場合がありますので、事前に受診方法を確認してください。



受診方法の調べ方

■ ホームページで確認する

埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム

新型コロナウイルス感染症など発熱患者等の診療・検査を行う医療機関を確認できます。

埼玉県 診療・検査 検索



■ 電話(相談する医療機関に迷うとき)

埼玉県受診・相談センター

TEL 762・8026【土・日曜日、祝日を含む、9時～17時30分】

FAX 816・5801

上記以外の時間は、県民サポートセンターへ。

TEL 0570・783・770【24時間】、**FAX 830・4808**

不安・ストレスによる心の悩みは、こころの健康センターにご相談ください

TEL 762・8548【土・日曜日、祝・休日を除く、9時～17時】、**FAX 711・8907**

新型コロナウイルスに関する最新情報は、市ホームページをご覧ください。
また、テレビ埼玉のデータ放送でも市からののお知らせをご覧ください。





キャッシュレス決済による消費活性化キャンペーンを実施します

市内の対象店舗で、キャッシュレス決済サービス「PayPay」で買い物すると、PayPayボーナスが付与されます。
※支払方法にPayPay残高、ヤフーカード又はPayPayあと払い(一括のみ)を設定した場合の決済が対象です。

- 期間** | 6月1日(火)～30日(水) ※予告なく変更する場合があります。
- 対象店舗** | 市内の加盟店のうち、市などが指定した中・小規模加盟店(約6,000店舗)
- 還元率** | 支払金額の20% ※1回あたりの付与上限は1,000円相当、期間中の付与上限は計1万円相当です。
- 問合せ** | 市キャッシュレス決済による消費活性化キャンペーン実行委員会事務局
(公社)さいたま観光国際協会 TEL 647・8339、FAX 647・0126



各種支援を実施しています

各種支援を受けられる場合があります。手続きなどの詳細は、市ホームページ又は各問合せへ。
※その他の支援情報は市ホームページでもご覧になれます。



種別		内容	問合せ
個人向け	給付 住居確保給付金	離職等により住居を喪失又はその恐れがある場合、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を家主等に直接支給します。※6月30日(水)まで、支給が一旦終了した方に対する3か月間の再支給が可能となりました。	生活自立・仕事相談センター (各区福祉課内)
	傷病手当金 (国民健康保険・後期高齢者医療制度)	令和2年1月1日～3年6月30日に新型コロナウイルスに感染した、又は発熱などの症状で感染が疑われ、会社等を休んだことで給与収入が得られなかった方を対象に支給します。	各区保険年金課
	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	低所得のひとり親世帯を対象に、子ども1人あたり5万円を支給します。	子育て支援政策課 TEL 829・1270、FAX 829・1960
	生活福祉資金貸付制度における特例貸付	休業等により収入が減少した世帯を対象に、貸付制度の特例措置を実施しています。※電話で相談を受け付けています。	市社会福祉協議会(コロナ貸付窓口) TEL 050・5491・0234、FAX 755・9528 【月～金曜日(祝・休日を除く)9時～16時】
事業者向け	埼玉県感染防止対策協力金	埼玉県からの営業時間短縮の要請に協力いただいた事業者を対象に、埼玉県感染防止対策協力金を支給します。	埼玉県中小企業等支援相談窓口 TEL 0570・000・678 【9時～21時(土・日・曜日、祝・休日は18時まで)】
	小規模企業者等給付金	埼玉県による営業時間短縮要請及び国による緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の対象になっていない市内の小規模企業者・個人事業主で、新型コロナウイルスの影響により売上が減少している事業者を対象に、10万円を給付します。 申請書:市役所 産業展開推進課、各区情報公開コーナーで配布中 ※市ホームページでダウンロードもできます。 申請期限:6月30日(水)	小規模企業者等給付金コールセンター TEL 0120・361・551 【月～金曜日(祝・休日を除く)8時30分～18時】
	生産性革命推進事業効果促進補助金	国が行う「ものづくり補助金」、「IT導入補助金」、「小規模事業者持続化補助金」の交付を受ける市内事業者を対象に、自己負担額の一部を補助します。	経済政策課 TEL 829・1362、FAX 829・1944
	生産性革命支援事業(事業再構築補助金)	国が行う「事業再構築補助金」を獲得した事業者を対象に、上乗せ補助を実施します。また、補助金獲得に向けたセミナーの開催や申請相談の受け付け、事業計画の策定に係る一部費用負担などの支援も行います。	(公財)市産業創造財団 TEL 851・6652、FAX 851・6653 【月～金曜日(祝・休日を除く)8時30分～17時】
猶予・減免・控除	市税等 軽自動車税の軽減	購入時に支払う環境性能割を軽減する特例措置を延長し、12月31日(金)までに取得したものを対象とします。	市民税課 TEL 829・1913、FAX 829・1986
	個人市民税等の住宅ローン控除	特例措置を延長し、令和4年12月末までに入居するなど、一定の要件を満たすときは控除期間を13年とします。	
	国民年金保険料の免除・猶予	一定程度の収入が減少した方などを対象に、免除・納付猶予します。 ※申請には所得の申立書(臨時特例用)の添付が必要です。また、学校側の都合で在学証明書などが添付できない場合でも、学生納付特例の申請を受け付けます。	各年金事務所 大宮 TEL 652・3399、FAX 652・4700 浦和 TEL 831・1638、FAX 833・7019 春日部 TEL 737・7112、FAX 737・7039 各区保険年金課
	公共料金 水道料金・下水道使用料の猶予	支払いが困難な場合は、支払いを猶予します。	水道局電話受付センター TEL 665・3220、FAX 665・5536 各水道営業所 北部 TEL 714・9905、FAX 653・0089 南部 TEL 714・9916、FAX 832・2899
その他の公共料金	支払いが困難な場合は、各事業者へ相談してください。	加入・契約している各事業者	

新型コロナウイルス感染症対策のための寄附を受け付けています

新型コロナウイルスの影響を受けている方への支援などに活用します。

- 問合せ | 財政課
TEL 829・1155
FAX 829・1974

